

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：コートジボワール国持続可能なサプライチェーンを通じた国産米振興プロジェクト（PRORIL-CAD）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：コートジボワール国持続可能なサプライチェーンを通じた国産米振興プロジェクト（PRORIL-CAD）

調達管理番号：26a00649

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年9月16日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国持続可能なサプライチェーンを通じた国産米振興プロジェクト（PRORIL-CAD）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年12月 ～ 2030年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年12月 ～ 2027年12月

第2期：2027年12月 ～ 2030年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第2期契約

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の18%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25か月以降）：契約金額の4%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。^１具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第２期契約

１）２０２８年度（２０２９年３月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２６年９月１８日 まで シルバーウィークの関係で、資料ダウンロード期限は９月１８日（金）としておりますので、ご注意ください。
２	企画競争説明書に対する質問	２０２６年９月３０日 １２時まで
３	質問への回答	２０２６年１０月５日まで
４	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	２０２６年１０月１６日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	評価結果の通知日	２０２６年１０月２７日まで
７	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※２０２３年７月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

^１ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「コートジボワール国持続可能なサプライチェーンを通じた国産米振興プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00948）の受注者（株式会社国際開発センター）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.cloud.microsoft/r/0mcX0rtE38>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	対象サプライチェーン関係者の能力強化及び関係者間の連携強化に関する取組手法	第4条2 （1）①
2	金融教育、金融アクセス改善及びパートナー金融機関との連携に関する取組手法	第4条2 （1）②
3	収穫後処理及び品質向上に係る研修・技術指導の実施手法	第4条2 （1）③
4	成果の定着及び持続性確保に向けた実施体	第4条2 （1）④

	制強化の手法	
5	他ドナー事業、民間セクター及び関連機関との連携による相乗効果発現に向けた取組手法	第4条2 (1) ④

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目

標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2026年6月
- ・ RD署名：2026年8月5日

☒ 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) サプライチェーン全体を対象としたアプローチ：

本事業では、生産者のみならず、精米業者、流通・販売業者、金融機関及び農業機械サービス事業者を含むサプライチェーン全体を対象として支援を実施するものである。先行案件である「コートジボワール国産米振興プロジェクト」（PRORIL）及び「コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ2」（PRORIL2）では、稲作技術、農業金融、収穫後処理等の支援に加え、サプライチェーン関係者間の連携強化を通じた国産米振興に取り組んできた²。本事業では、これらの成果を踏まえ、高品質な国産米の安定供給が可能なサプライチェーンの構築を目指している。したがって、個々のアクターへの支援に留まらず、金融アクセスの改善、収穫後処理及び品質向上、農業機械化サービスの活用促進並びに関係者間の連携強化を通じて、サプライチェーン全体の能力強化・機能向上を図る観点から活動を実施することが求められる。

(2) サプライチェーン関係者間の関係構築及び協働促進

PRORIL2では、精米業者、流通業者等の経営能力に加え、サプライチェーン関係者間の取引関係の不安定さや契約不履行が、安定的なコメ供給及び取扱量の拡大を阻害する要因として確認された³。また、生産者と買手である精米業者との関係性の複雑さもサプライチェーン安定化の課題として整理

² PRORIL 終了時評価報告書、PRORIL2終了時評価報告書及び同報告書有効性評価を参照。

³ PRORIL-CAD詳細計画策定調査報告書（活動1-6～1-8）及びPRORIL2終了時評価報告書「サプライチェーン・アプローチ」において、関係者間の取引関係の改善や契約内容の見直しの必要性が指摘されている。

されている⁴。本事業では、関係者間の情報共有、作付け計画の調整、契約内容の改善及び商取引に関する仲裁制度の検討を通じて、関係者間の連携強化を図ることとしている。業務実施にあたっては、各関係者との信頼関係の構築及び協働促進に留意する。

（３）民間アクターの経営能力及び金融アクセスの強化

PRORIL2では、キャッシュフロー管理や経営能力の不足がサプライチェーン全体の脆弱性につながることが確認された⁵。また、金融に関連する取り組みでは、金融機関によるコメセクター向け金融商品の導入や金融サービス改善に係る成果が見られた一方で、融資の返済率や金融サービスの運用面に課題が残っている。

このため本事業では、精米業者、流通業者及び農業機械サービス事業者等の経営・財務管理能力の向上を、金融アクセスの改善を含む金融機関との連携促進及び金融リテラシー向上を重視し、効率的かつ持続可能な国産米サプライチェーンの構築を支援する計画としている。

また、PRORIL2では、対象農家のキャッシュフロー及び生産リスクを踏まえた金融商品設計の重要性が指摘されるとともに、金融サービスの適切な活用及び運用能力の強化の必要性が確認された。本事業においては、生産者及び精米業者等のサプライチェーン関係者による金融サービスの適切な活用と金融リテラシーの向上を図るとともに、金融機関によるコメセクターへの理解促進及び金融サービスの運用能力向上を支援することが求められる。さらに、金融機関を国産米サプライチェーンの重要な構成主体として位置付け、コメセクターへの理解促進及び継続的な連携強化に取り組む方針である。

（４）品質向上を通じた国産米競争力の強化

本事業では、高品質な精米の安定供給をプロジェクト目標として掲げている。PRORIL2においても、収穫後処理技術の改善、品質管理能力の向上及びLABORIZを活用した品質評価の取組が実施され、品質向上に係る成果が確認されている⁶。本事業では、PRORIL2において強化された収穫後処理技術及び品質管理の取り組みを活用しつつ、適切な乾燥を含む収穫後処理技術のさらなる向上と実践に加え、精米業者が生産者に対して品質改善の取組を継続的

⁴ PRORIL2終了時評価報告書 第5章「サプライチェーン・アプローチ」を参照。

⁵ PRORIL2終了時評価報告書では、当該事項がプロジェクト目標達成を制約した要因として整理されている。

⁶ PRORIL2終了時評価報告書「収穫後処理における品質向上の取り組み」では、LABORIZの導入、平床式乾燥機の活用及び生産者・精米業者に対する収穫後処理能力強化が主要な成果として整理されている。

に普及できる体制づくりを通じて、国産米の品質向上を図る方針である。特に、PRORIL2では圃場レベルでの収穫後処理が精米品質に大きく影響することが確認されており、生産者段階から精米段階までを通じた品質改善の取組が重要である。

(5) 国家コメセクター開発機構 (Agence pour le Développement de la Filière Riz: ADERIZ) における成果の定着と持続性の確保

本事業では、実施機関であるADERIZにプロジェクト成果を定着させ、持続性を確保するためのADERIZの体制強化を成果の一つとして位置付けている。詳細計画策定調査では、プロジェクト終了後も活動を継続するための体制づくり及びADERIZの能力強化の重要性が指摘されている。業務実施にあたっては、活動継続に必要な人材育成、実施体制整備及び予算確保を念頭に置きながら協力を行うとともに、ADERIZによる事業管理及び関係者調整能力の向上にも留意して取り組む方針である⁷。

(6) 他事業・他開発協力機関との連携

コートジボワールのコメセクターでは、世界銀行、アフリカ開発銀行、IFAD、アフリカ緑の革命のための同盟 (Alliance for a Green Revolution in Africa: AGRA) 等、複数の開発協力機関による支援が実施されている。PRORIL及びPRORIL2においても、これら関係機関との情報共有や連携の重要性が確認されている。このため、本事業では、他事業・他開発協力機関との相乗効果を通じて成果の発現を図ることが期待される。業務実施にあたっては、対象サプライチェーンや支援内容の重複を避けつつ、関連事業との情報共有及び連携可能性を積極的に検討し、事業効果の最大化を図ること。また、ADERIZがコメセクターにおける調整機関としての役割を果たせるよう、関係機関との連携促進やADERIZ自身による取り組みの強化が重要となる。加えて、国家稲作振興戦略 (NRDS) に関連する関係機関及びプラットフォームとの情報共有・連携にも留意する。

(7) ジェンダーへの配慮

本事業は「GI(S)ジェンダー活動統合案件」として実施される。本事業では、金融教育研修への女性の参加促進を含め、女性が事業活動に参画しやすい環境づくりに配慮することとしている。業務の実施にあたっては、各活動への女性の参加促進に留意するとともに、事業効果が全てのジェンダーに裨益するよう配慮しながら活動を実施すること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

⁷ PRORIL-CADの検討・協議において、コートジボワール政府はADERIZを中心としてプロジェクト終了後も活動を継続する方針を示しており、そのための体制整備及び能力強化を重視する方針。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動⁸

活動1-1：ビジネス管理研修の実施方法を策定する。

活動1-2：精米業者及び農業機械サービスプロバイダーの経営・財務管理能力を向上させるための研修を実施する。

活動1-3：精米業者、流通・販売業者、農業機械サービスプロバイダーのビジネス運営体制の改善を支援するためのフォローアップ活動を実施する。

活動1-4：精米業者及び農業機械サービスプロバイダーの経営に関する優良事例を収集し、活動1.2の研修で共有する。

活動1-5：対象サプライチェーン（SC）の関係者間で情報共有及び次期作付の計画策定のための会議を開催し、関係者間の連携と協力を強化する。

活動1-6：対象SCの関係者間の現在のビジネス関係を評価し、関係が不安定になる原因となる問題を特定する。

活動1-7：契約条件をより明確に規定するため、関係者間の契約や取り決めの内容を既存の優良事例に基づき改善する。

活動1-8：コメSCにおける商取引に関する紛争の仲裁制度について協議する。

② 成果2に関わる活動⁹

活動2-1：既存資料に基づき、パートナー金融機関によるコメセクター向けの金融教育資料の改善を必要に応じて支援する。

活動2-2：金融機関と提携して対象SCのコメ生産者を対象に家計管理を含む金融教育研修を実施し、同研修への女性の参加を要件とする。

活動2-3：1機関以上の金融機関と関係者間の融資契約を締結する。

活動2-4：コメ生産者が金融機関への融資申請を円滑に行えるよう、生産状況や精米業者との取引記録の作成を支援する。

活動2-5：金融機関の間で、コメセクターにおける金融の経験やPRORILのプロジェクトから得られた教訓を共有するための情報交換会を開催する。

③ 成果3に関わる活動¹⁰

活動3-1：収穫後の粳米の適切な取り扱い及び乾燥方法について、コメ生産者

⁸先行案件（PRORIL及びPRORIL2）の成果及び教訓を踏まえた、対象サプライチェーン関係者の能力強化及び関係者間の連携強化に向けた取組手法について提案を求める。

⁹ 先行案件（PRORIL2）の教訓を踏まえた各活動の取り組み手法について提案を求める。また、パートナー金融機関との連携方法及び、生産者及び精米業者による融資活用を促進するための支援手法について提案を求める。

¹⁰ 収穫後処理及び品質向上に係る研修・技術指導の実施方法について、具体的な提案を求める。

及び精米業者向けの研修を実施する。

活動3-2：収穫後の粳の適切な取り扱い及び乾燥に関する情報や研修を精米業者がコメ生産者に自ら提供できるよう支援する。

活動3-3：フラッドベッド乾燥機（平型乾燥機）の設置ニーズと適切な設置場所を検討する。

活動3-4：平型乾燥機の製造、設置、運用に関するガイダンスを（職人・企業に対して）提供する。

活動3-5：稲作研究所（LABORIZ）での試験結果に基づき、対象精米業者に精米の品質に関するフィードバックを提供する。

④ 成果4に関わる活動¹¹

活動4-1：プロジェクト終了後の活動実施に必要な予算を特定し、確保する。

活動4-2：活動や研修セッションで使用する資料を作成または更新する。

活動4-3：ADERIZ 内の具体的な部門及びメンバーを提案し、プロジェクト終了後も活動や研修を継続するための業務範囲（TOR）を策定する（農業機械のスペアパーツの管理体制を含む。）

活動4-4：選定されたメンバーに対し、プロジェクトの管理面及び技術面に関する研修を実施する。

活動4-5：コメSCの強化に寄与する他のプロジェクトとの相乗効果を促進する。

（2）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出

¹¹ ADERIZを中心とした成果の定着及び持続性確保に向けた実施体制強化の支援方法、研修方針について、先行案件（PRORIL及びPRORIL2）における実施体制や教訓を踏まえた提案を求める。また、他ドナー事業、民間セクター及び関連機関との連携による相乗効果発現に向けた取組手法について提案を求める。

する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月以内	仏語	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	6か月毎	日本語／仏語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
事業完了報告書	（期分けした最終期の）契約履行期限末日	日本語・仏語	製本	3部
			CD-R	4部

- 業務進捗報告書及び事業完了報告書は、履行期限3か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

（2）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 事業管理研修教材及び関連資料
- (2) 精米業者、流通・販売業者及び農業機械サービスプロバイダー向け経営・財務管理研修教材及び関連資料
- (3) 金融教育研修教材及び関連資料
- (4) 成果定着及び持続性確保に向けた ADERIZ の実施体制及び人材育成に係る提言書

現時点で想定される資料は上記のとおりであるが、プロジェクト開始後の協議結果を踏まえ、必要に応じて追加又は変更する場合がある。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない¹²。

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹² ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名

国 名： コートジボワール共和国（コートジボワール）

案件名： 持続可能なサプライチェーンを通じた国産米振興プロジェクト

The Project for Local Rice Promotion through Sustainable Supply Chains

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における稲作セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」という）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量1,600～2,200mm、月平均気温25.0～28.3度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業はGDPの15.9%を占め、労働人口の45% が従事している。キャッサバやヤム芋、プランテンと並ぶ主食であるコメの消費量は増加傾向にあり、2025-2026年のコメ消費量295万トンの内、約54%の160万トンは輸入米の消費と予測されている。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2021-2025）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ2（2017-2025）では①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げており、農業を競争力があり且つ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2012年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、その改訂版「SNDR 2021-2030」が発表されている。SNDRでは「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①国産米の生産、②国産米の付加価値の引き上げ、③コメセクターのモニタリング、資金調達、ガバナンスに対する支援の強化を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況の下、JICAは2014年より技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 - 2020）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んだ。また、「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」（2021 - 2026）では大都市圏に供給されているコメサプライチェーンの関係者と連携し、農業金融、農業機械、優良種子の生産及び利用、ポストハーベスト技術の強化に取り組んできた。

この結果、天水灌漑生産者向けの融資商品の開発、コメ種子増殖農家によって生産される種子の純度向上、農家や精米業者のポストハーベスト技術の向上等の成果が表れている。一方で、各種コメセクター向け融資の低い返済率や精米業者・流通業者の

不十分な経営財務能力等の課題が残されており、高品質なコメの安定的な供給にはコメのサプライチェーン関係者それぞれの更なる能力強化が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府はPRORILおよびPRORIL2の活動の成果の拡大を図るため、持続可能なサプライチェーン構築を通じた国産米振興を目的とした技術協力プロジェクトを我が国に対し要請した。

（２） 稲作セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対コートジボワール国別開発協力方針（2023）において、重点分野「持続的な経済成長の推進」の「産業振興と雇用創出プログラム」の中で、第一次産業の農業、第二次産業の農業加工、第三次産業の流通・小売り・金融を中心とした産業の振興に係るコートジボワール政府の取組を支援することとしている。

また、我が国は「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development：CARD）」の立上げを主導し、サブサハラアフリカのメンバー国におけるコメ生産量を10年間で1400万トンから2800万トンに倍増させる取り組みを支援してきた。コートジボワールはCARD加盟国として稲作開発に積極的に取り組んでおり、2008年には約61万トンであった生産量を2018年には約200万トンまで増加させ、倍増目標を達成した。しかし、前述のとおり消費量の増加により、自給率は約50%にとどまっている。かかる状況の下、2019年から開始したCARDフェーズ2においては更なる生産量倍増を目指しており、SDGsゴール2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」に貢献すると考えられることから、JICAとしても稲作開発に継続して協力していく。

（３） 他の援助機関の対応

世界銀行はFood Value Chains Development Project（PDC2V）の中で、精米流通業者をサプライチェーンの中核的な集積アクター（Aggregator）として据え、Aggregatorへの金融（生産資機材、設備投資、粳買付への融資）、倉庫証券、デジタル取引管理、ADERIZを通じた技術支援等を組み合わせた包括サプライチェーン構築支援を開始している。

アフリカ開発銀行はBelier Region Agro-Industrial Pole Project（2PAI-Bélier、2025年に終了）やAgro-Industrial Pole Project in the North（2PAI-Nord）にて、灌漑施設や集積拠点の整備、金融支援を通じて農業経済特区の支援を実施。また、西アフリカ地域を対象とするRegional West Africa Resilient Rice Value Chains Development Program（REWARD）では、コメの生産、加工、マーケティングに関する各国支援および西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）とAfricaRiceによる活動が実施

されている。

国際金融公社（IFC）はモロッコ国営リン鉱石公社（OCPグループ）と連携し、アフリカの農業バリューチェーンへの民間資金動員を目的としたプラットフォーム2023年に立ち上げており、コートジボワールではコメを対象とした活動を実施している。PRORIL2では同プラットフォームが選定した精米流通業者を種子生産研修に招待して技術指導する等の連携を実施してきた。

ドイツ国際協力公社（GIZ）は西アフリカを対象とするMarket Oriented Value Chains for Jobs and Growth in the ECOWAS Region (MOVE) の一環として実施しているCompetitive African Rice Initiative (CARI) にてコートジボワールのコメセクターも支援している。PRORIL2では同プロジェクトの栽培技術マニュアル策定に専門家が参加すると同時に、同プロジェクトにて実施される精米業者への技術研修やマッチンググラントに対して、有望な精米流通業者を推薦する等連携していた。

ECOWASは2014年に策定したRice Offensive戦略に沿ったコメのバリューチェーン強化に向けて、2021年に政策提言や援助調整を目的とするECOWAS Rice Observatory(ERO)を設置した。EROの各国のプラットフォームとしてコートジボワールでは2023年にONRIZが設立され、AGRAがゲイツ財団の資金提供を受けて、ONRIZの活動を支援予定。PRORIL2ではONRIZの活動計画策定に助言しており、本プロジェクトでも連携が想定される。

IFADは2017年から2029年の期間でAgricultural Value Chain Development Support Programme (PADFA) を実施しており、コートジボワール中北部を対象として農業バリューチェーン開発プログラムを実施している。2021年から2022年にかけてPRORIL2のカイゼン及び機械化研修にPADFA支援対象の精米業者や機械サービス業者等も参加しており、両プロジェクトが重複して支援するKatiolaにおいて、PADFAが精米業者や機械サービス業者への設備・機材支援を提供し、PRORILが技術支援を行う補完的な連携が実施された。

3. 事業概要

（１） 事業目的

本事業は、対象とする国産米サプライチェーン関係者の所在地において、サプライチェーンの各主体の経営能力および連携強化、金融サービスおよびリテラシーの向上、収穫後処理の能力向上および持続的な活動実施体制の構築を行うことにより、高品質な精米の安定供給が可能なサプライチェーン構築を図り、もって国産米の販売量の継続的な増加に寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

対象とする国産米サプライチェーンの販売・流通業者、精米業者、生産者の所在地

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

流通・販売業者

精米業者

生産者

金融機関

農業機械サービスプロバイダー

国家コメセクター開発機構職員

最終受益者：

対象サプライチェーン外のコメ生産者、精米業者、流通・販売業者

（４） 事業実施期間

2027年1月～2030年1月（計36カ月）

（コートジボワール側からはコートジボワール側独自の予算を用いて、2030年12月まで活動を継続する意向が示された。）

（５） 事業実施体制

責任機関：農業・農村開発・食料生産大臣付食料生産担当省（MDMINADERPVPV）

実施機関：国家コメセクター開発機構（ADERIZ）

パートナー機関：経営管理能力強化を担当する機関、金融機関

（６） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１） 我が国の援助活動

先行案件であるPRORILおよびPRORIL2では金融やポストハーベスの取組を実施してきており、それらの活動で培われた金融に関する知見や試験的に導入された資機材を本事業でも活用する。

また、無償資金協力「国産米競争力強化のための稲作機械化振興計画」で供与された農業機械は本案件で対象とするサプライチェーンのコメ生産者による活用が期待され、ガーナを拠点としつつコートジボワールも協力対象とする持続的農業機械化促進専門家によってその活用に関するフォローアップを実施する。

２） 他開発協力機関等の援助活動

上記「２．（３）他の援助機関の対応」に記載の世銀PDC2Vやアフリカ開発銀行REWARD等が対象とするサプライチェーンを本案件の対象候補とすることにより、精米業者およびその他アクターの能力強化への相乗効果が期待される。

また、サプライチェーンの関係者間の連携強化に関しては、コメセクターの業界団体であるOrganisation Interprofessionnelle Agricole de la filière Riz (OIARIZ) との連携も期待される。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>

先行案件であるPRORIL2では、コメ生産者向け金融教育の研修においては女性の参加割合が低かった点が指摘されていると同時に、コートジボワールの稲作においては、田植え、除草、収穫といった作業での女性の役割が大きい。本プロジェクトではコメ生産者向けの金融教育における家計管理の口座には女性の参加も必要とする。また、成果4にて強化するコートジボワール側の体制づくりに含まれる農業機械化は女性の労働負担軽減につながる。

(8) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：国産米の販売量が継続的に増加する。

指標及び目標値：

1. 2030年から2033年にかけて対象サプライチェーンにおけるコメの販売量の平均増加率がXX%になる。
2. 外部からのショックがあった場合でも、対象サプライチェーン全体でのコメの販売量の減少率がXX%を超えない。
3. コートジボワールの関連機関がコメセクター関係者に対して成果4で特定された研修を継続的に提供する。

(2) プロジェクト目標：効率的かつ持続可能なサプライチェーンが構築され、高品質な精米が安定供給される。

指標及び目標値：

1. 対象サプライチェーンの流通業者による米の販売量が、年間XXトンに増加する。
2. 対象となる米流通業者が、年間を通じて毎月少なくとも XX トンの精米を販売する。
3. 対象となる精米業者は、以下のコメの品質を達成する。(a) 55%以上が全粒米、b) 異色米の割合が2.5%未満)

（３） 成果

成果１：【サプライチェーン】サプライチェーンの構成主体の経営管理能力及び各主体間の連携が強化される。

成果２：【金融】融資業務に関わる関係者の能力が向上し、金融リスクが低減される。

成果３：【生産物の品質】適切な収穫及び収穫後処理の実践を通じて粳米及び精米の品質が向上する。

成果４：【持続可能性に向けた関係者の能力構築】国家レベルの体制を通じたプロジェクト成果の定着と持続可能性が確保される。

（４） 主な活動

1.1. 事業管理研修の実施方法を策定する。

1.2. 精米業者および農業機械サービス提供者の経営管理能力を向上させるための研修を実施する。

1.3. 精米業者・流通業者および機械サービス提供業者の事業体制の改善を支援するためのフォローアップ活動を実施する。

1.4. 精米業者および農業機械サービス提供者の経営に関する優良事例を収集し、活動1.2の研修で共有する。

1.5. サプライチェーンのステークホルダー間で、情報共有および次期作付けの計画策定のための会議を開催し、関係者間の連携と協力を強化する。

1.6. 対象となる米サプライチェーンの関係者間の現在のビジネス関係を評価し、関係が不安定になる原因となる問題を特定する。

1.7. 既存の優良事例に基づき、契約条件をより明確に規定するため、関係者間の契約や取り決めの内容を改善する。

1.8. 米サプライチェーンにおける商取引に関する紛争のための仲裁制度について協議する。

2.1. 必要に応じて、既存の資料に基づき、パートナー金融機関による米セクター向けの金融教育資料改善を支援する。

2.2. 金融機関と提携し、対象となるサプライチェーンの米生産者を対象に、女性の参加を必要とする家計管理を含む金融教育研修を実施する。

2.3. 1つ以上の金融機関と、ステークホルダーのための融資契約を締結する。

2.4. 米生産者が金融機関への融資申請を円滑に行えるよう、生産状況や精米業者との取引記録の作成を支援する。

2.5. 金融機関間で米セクターにおける金融の経験や、PRORILプロジェクトから得られた教訓を共有するための情報交換会を開催する。

- 3.1. 収穫後の粳の適切な取り扱いおよび乾燥方法について、米生産者および精米業者向けの研修を実施する。
 - 3.2. 精米業者が、収穫後の粳の適切な取り扱いおよび乾燥に関する情報や研修を、自ら米生産者に提供できるよう支援する。
 - 3.3. 平型乾燥機の設置ニーズと適切な設置場所を検討する。
 - 3.4. フラットベッド乾燥機の製造、設置、運用に関するガイダンスを（職人・企業に対して）提供する。
 - 3.5. LABORIZでの試験結果に基づき、対象となる精米業者に精米の品質に関するフィードバックを提供する。
-
- 4.1. プロジェクト終了後の活動実施に必要な予算を特定し、確保する。
 - 4.2. 活動や研修セッションで使用する資料を作成または更新する。
 - 4.3. ADERIZ 内の具体的な部門およびメンバーを提案し、プロジェクト終了後も活動や研修を継続するための業務範囲（TOR）を策定する。（農業機械のスペアパーツの管理体制を含む。）
 - 4.4. 選定されたメンバーに対し、プロジェクト管理面および技術面に関する研修を実施する。
 - 4.5. 米のサプライチェーンの強化に寄与する他のプロジェクトとの相乗効果を促進する。

5. 前提条件・外部条件

（１） 前提条件

プロジェクト実施に必要十分な数のC/P職員が確保される。

（２） 外部条件

（成果達成に向けた外部条件）

1. CPスタッフの頻繁な異動または離職が発生しない。
2. 対象地域の治安状況が悪化しない。

（プロジェクト目標達成に向けた外部条件）

1. 干ばつ、洪水、害虫などの自然災害により農業生産が深刻な被害を受けない。
2. コメサプライチェーンの経済構造（粳の価格、輸入米及び国産米の価格、投入資材の価格）に著しい変化が見られない。
3. 政治、経済、治安状況の悪化などの外的要因により、プロジェクト活動に深刻な支障をきたさない。

（上位目標達成に向けた外部条件）

1. コートジボワール政府がプロジェクトの成果4で規定された計画に基づき活

動を実施する。

2. 干ばつ、洪水、害虫などの自然災害により農業生産が深刻な被害を受けない。
3. 米価が大きく変動しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

先行案件である PRORIL2 では、精米業者や流通業者の経営および財務能力の低さとともに、コメサプライチェーンに関わる関係者（コメ生産者、精米業者等）間での契約不履行がサプライチェーンの安定したコメ供給や取扱量の拡大を阻害する要因となった。また、金融分野の取組ではコメ生産者向けの融資の返済率が62.9%に留まった一方で、天水稲作生産者向けに融資期間を短期間に設定した融資商品では返済率が90%に達した。

上記を踏まえ、本事業では精米業者・流通業者の経営能力の強化と同時に、関係者間の契約履行を促進する体制の構築を成果1として実施する。また、金融に関しては天水稲作生産者のみならず、灌漑稲作生産者に対してもリスクを抑えられる短期間融資を提供する等、稲作のリスクを査定して適切な商品提供ができるように連携する金融機関の支援を実施する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、国産米バリューチェーンの構築を通じた国産米生産・販売の推進を通じて、コメ自給率の向上に資するものであり、SDGsゴール2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始6カ月以内 指標の未確定目標値の設定

事業終了時 完了時評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：稲作振興／農業金融に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙4 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

対象国及び類似地域：コートジボワール国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語（仏語もできれば望ましい※）

※英語・仏語両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。

なお仏語の評価は、語学力の一部として評価する。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年12月に業務を開始し、2030年1月にプロジェクト業務完了報告書・事業完了

報告書を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約34.80人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数の目途 延べ24回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

なし

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- コートジボワール国「持続可能なサプライチェーンを通じた国産米振興プロジェクト」詳細計画策定調査 署名済み M/M
- コートジボワール国「持続可能なサプライチェーンを通じた国産米振興プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」詳細計画策定調査報告書
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」中間レビュー（英文、仏文）
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」終了時評価報告書（英文、仏文）
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」金融教育教材（Financial Education Modules）
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」金融教育研修（ToT）教材（Financial Education ToT Materials）
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」クレジット・スコアカード提案書
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」収穫後処理・品質管理研修教材（生産者向け）
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」収穫後処理・品質管理研修教材（精米業者向け）
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ 2」LABORIZ 運用マニュアル（Manuel de fonctionnement du laboratoire d' analyses de paddy et de riz blanchi à Yamoussoukro）

- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ2」農業機械化研修マニュアル (Manuel de formation à la mécanisation agricole pour la riziculture)

2) 公開資料

- コートジボワール国「国産米振興プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12176020.pdf>
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクト」事業評価（事前評価・中間レビュー・終了時評価）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1302407&scheme=s=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
- コートジボワール国「国産米振興プロジェクトフェーズ2」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900342_1_s.pdf
- コートジボワール国持続可能なサプライチェーンを通じた国産米振興プロジェクト 事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=202515833&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は仏語です。 通訳を必要とする場合には経費に計上してください。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容と

し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

308,648,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について(該当する□にチェック)

■本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)